

令和5年第7回会津若松市
農業委員会総会議事録

1 日 時 令和5年7月19日(水) 13時45分

2 場 所 会津若松市河東支所2階大会議室

3 出席委員

(1) 農業委員 18名

1番委員	庄司 遼	2番委員	多田 善信	3番委員	長尾 好章
4番委員	渡部 一夫	5番委員	折笠 康裕	6番委員	星 富士雄
7番委員	大竹 健司	8番委員	佐野 和枝	9番委員	小檜山 祐一
10番委員	丸山 世子	11番委員	吉田 和明	12番委員	渡邊 直也
13番委員	吉田 武幸	14番委員	弓田 秀一	15番委員	佐々木 隆夫
16番委員	渡部 裕末			18番委員	渡部 政美
19番委員	永井 茂				

(2) 農地利用最適化推進委員 15名

1番委員	二瓶 正貴	2番委員	島影 盛継	3番委員	本田 武史
4番委員	室野井 建一	5番委員	佐藤 直意	6番委員	菅井 洋一
		8番委員	佐藤 恒男	9番委員	渡部 政治
10番委員	武田 久美子	11番委員	二瓶 幸太郎	12番委員	鈴木 純一
		14番委員	星 俊典	15番委員	高橋 一美
16番委員	岩橋 近芳	17番委員	棚木 信治		

4 欠席委員

(1) 農業委員 1名

17番委員	奈良橋 渉				
-------	-------	--	--	--	--

(2) 農地利用最適化推進委員 3名

7番委員	鈴木 衛	13番委員	皆川 庄司	18番委員	手代木 久司
------	------	-------	-------	-------	--------

5 議 事

議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第28号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第29号 農用地利用集積計画の作成について

議案第30号 農用地利用集積等促進計画(案)(8月分)に関する意見について

議案第31号 会津若松農業振興地域整備計画の変更案について

報告第12号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第13号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

6 説明のために出席した事務局職員

事務局長	二瓶 潔	事務局次長	酒井 康之	主任主査	五十嵐 功一
主任主査	慶徳 幸一郎	主任技査	余田 郷太	主任主事	渡部 恭平

7 説明のために出席した執行機関職員（農政課）

主任技師	藤田 優志				
------	-------	--	--	--	--

8 会議の概要
次のとおり

<p>会 長</p>	<p>只今より、令和5年第7回会津若松市農業委員会総会を開催いたします。これより日程に基づき議事を進めますが、留意事項について、先に申し述べます。</p> <p>総会資料は個人情報であり、農業委員及び農地利用最適化推進委員には守秘義務が課されていることから、その取り扱いについては十分注意願います。</p> <p>また、会議中においては、携帯電話のスイッチは切っておくか、マナーモードに設定願います。会議中の私語については、各自慎むようご協力をお願いいたします。また、会議中の飲食は、ご遠慮くださるようお願いいたします。</p> <p>なお、議案に対する質問等については、挙手の上、許可を得た後に、起立いただき、発言をお願いいたします。</p> <p>また、本日は議事に関係する委員がおられますので、該当する議案については、退席されますようご理解とご協力をお願いいたします。</p> <p>本日の出席の農業委員は18名でありまして、定足数に達しております。</p> <p>また、会津若松市農業委員会総会会議規則第10条の規定により出席を求めたところ、農地利用最適化推進委員の出席は15名であります。</p> <p>それでは只今より会議を開きます。</p> <p>まず、議事録署名委員の指名についてであります。署名委員については、例により私からご指名したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし の声あり)</p>
<p>会 長</p> <p>(農業委員3番) 長尾好章 委員</p>	<p>満場ご異議ないものと認め、ご指名申し上げます。農業委員2番・多田 善信委員、農業委員3番・長尾 好章 委員、以上 二名の方をご指名申し上げます。ご了承願います。</p> <p>始めに、議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請について を議題といたします。</p> <p>提出案件について、地区担当委員の調査報告を求めます。 南四合・町北地区担当委員より1番について説明願います。</p> <p>議案第27号の1番について、農業委員3番長尾好章より、ご報告いたします。詳細につきましては、議案書記載のとおりであります。 1番の案件につきましては、農家に対する農地の所有権の移転を許可しようとするものです。 調査月日は、7月15日午後2時より、地区担当委員3名が申請書記載内容について農地法第3条第2項各号の不許可要件を現地調査チェック表により各項目ごとに調査を実施した結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長</p> <p>(推進委員2番) 島影盛継 委員</p>	<p>門田地区担当委員より2番について説明願います。</p> <p>議案第27号の2番について、推進委員2番島影盛継より、ご報告いたします。詳細につきましては、議案書記載のとおりであります。 2番の案件につきましては、農家に対する農地の所有権の移転を許可しようとするものです。 調査月日は、7月11日午後5時より、地区担当委員3名が申請書記載内容について農地法第3条第2項各号の不許可要件を現地調査チェック表により各項目ごとに調査を実施した結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長</p> <p>(推進委員12番) 鈴木純一 委員</p>	<p>荒井地区担当委員より3番について説明願います。</p> <p>議案第27号の3番について、推進委員12番鈴木純一より、ご報告いたします。詳細につきましては、議案書記載のとおりであります。 3番の案件につきましては、親子間での農地の所有権の移転を許可しようとするものです。 調査月日は、7月15日午後2時より、地区担当委員3名が申請書記載内容について農地法第3条第2項各号の不許可要件を現地調査チェック表により各項目ごとに調査を実施した結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたしま</p>

<p>会 長 (農業委員 11 番) 吉田和明 委員</p>	<p>す。</p> <p>日橋地区担当委員より 4 番について説明願います。</p> <p>議案第 27 号の 4 番について、農業委員 11 番吉田和明より、ご報告いたします。詳細につきましては、議案書記載のとおりであります。4 番の案件につきましては、認定農業者への農地の所有権の移転を許可しようとするものです。</p> <p>調査月日は、7 月 16 日午前 9 時より、地区担当委員 3 名が申請書記載内容について農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件を現地調査チェック表により各項目ごとに調査を実施した結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>地区担当委員からの調査報告が終わりました。本件について、ご質問等ございませんか。</p> <p>(なし の声あり)</p>
<p>会 長</p>	<p>それではお諮りします。議案第 27 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の 4 件については、それぞれ許可と決することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし の声あり)</p>
<p>会 長</p>	<p>満場ご異議ないものと認めます。よって、議案第 27 号 の 4 件は許可するものと決せられました。</p> <p>次に、議案第 28 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について を議題といたします。</p> <p>提出案件について、地区担当委員の調査報告を求めます。神指地区担当委員より 1 番について説明願います。</p>
<p>(推進委員 5 番) 佐藤直意 委員</p>	<p>推進委員 5 番佐藤直意より、議案第 28 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について の 2 番について報告いたします。申請の詳細は議案書記載のとおりであります。この案件につきましては、農地法第 5 条第 1 項の規定に基づき、当該農地に分家住宅を建設するため、所有権の移転をするものです。農地区分については第 3 種農地の「宅地進行化区域内農地」に該当すると見られることから、転用許可可能なものであります。なお、これは合同調査でありまして、7 月 14 日午前 10 時 45 分から、農地部会より 吉田 部会長、大竹 副部会長、弓田 部会委員の 3 名の他、地区委員 2 名、事務局 1 名の計 6 名で実施したものであります。本件については、農振法は手続き不要、都市計画法・土地改良区は協議済であり、事業達成の確実性など転用許可の一般基準からも特段異議ないものと認められました。報告は以上です。</p>
<p>会 長 (推進委員 17 番) 棚木信治 委員</p>	<p>堂島地区担当委員より 2 番について説明願います。</p> <p>推進委員 17 番棚木信治より、議案第 28 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について の 1 番について報告いたします。申請の詳細は議案書記載のとおりであります。この案件につきましては、農地法第 5 条第 1 項の規定に基づき、鉄塔周辺を工事用地として、一時転用するものです。農地区分については農用地区域内農地ではありますが、申請事業が「仮設工作物の設置、その他の一時的な利用に供するために行うもの」に該当するため「一時転用事業」と見られ、他の候補地では事業達成が困難なことから、転用許可可能なものであります。なお、これは合同調査でありまして、7 月 14 日午前 9 時 20 分から、農地部会より 吉田 部会長、大竹 副部会長、弓田 部会委員の 3 名の他、地区委員 2 名、事務局 1 名の計 6 名で実施したものであります。本件については、農振法・都市計画法は手続き不要、土地改良区は協議済であり、事業達成の確実性など転用許可の一般基準からも特段異議ないものと認められました。報告は以上です。</p>
<p>会 長 (農地部会長)</p>	<p>また、本件につきましては、農地部会との合同調査となっておりますので、農地部会長の調査報告をお願いします。</p> <p>地区担当委員の報告のとおり 7 月 14 日に現地調査を行ったところ、農地部会で</p>

吉田武幸 委員	も何ら異議ないものと認めて参りましたことを報告します。
会 長	地区担当委員及び農地部会長からの調査報告が終わりました。 本件について、ご質問等ございませんか。 (なし の声あり)
会 長	それではお諮りします。議案第 28 号 農地法第 5 条の規定による許可申請の 2 件については、それぞれ許可と決することにご異議ございませんか。 (異議なし の声あり)
会 長	満場ご異議ないものと認めます。 よって、議案第 28 号 の 2 件は、許可するものと決せられました。 次に、議案第 29 号 農用地利用集積計画の作成について を議題といたします。 (※関係する議案により退席) 農地利用最適化推進委員 二瓶 幸太郎 委員 退席
会 長	はじめに、所有権移転について、地区担当委員の調査報告を求めます。 八田地区担当委員より 1 番について説明願います。
(農業委員 5 番) 折笠康裕 委員	農業委員 5 番折笠康裕より所有権移転の 1 番について、ご報告いたします。 詳細については議案書記載のとおりであります。 令和 5 年第 6 回農業委員会総会において買入(かいいれ)協議に係る通知の発出(はっしゅつ)の要請を決議し、会津若松市長へ要請したところ、市において買入協議の実施が必要と認められ、6 月 23 日付で通知が発出されました。 当該通知に基づき、令和 5 年 7 月 6 日午後 1 時 15 分より、会津若松市河東支所 中会議室において、売り手、福島県農業振興公社、農政課、地区委員、事務局出席のもと、協議を行い、売り手及び公社、双方が合意に達したため、農地中間管理機構の特例事業を活用し、公社へ所有権を移転するものです。 農地価格等の申請内容につきましては、旧基盤強化法第 18 条各号及び市基本構想の内容に照らして、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。
会 長	次に、利用権設定について、各地区担当委員の調査報告を求めます。 旧市・一箕・東山地区担当委員より 1 番から 2 番について説明願います。
(農業委員 10 番) 丸山世子 委員	農業委員 10 番丸山世子より、利用権設定の 1 番から 2 番について、報告いたします。 詳細につきましては、議案書記載のとおりです。 これらの案件につきましては、新規農業者に対する利用権設定です。 申請内容は、旧基盤強化法第 18 条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、7 月 14 日午後 1 時 15 分から地区担当委員 4 名が調査を行った結果、何ら異議ないものと認められましたので報告いたします。
会 長	高野地区担当委員より 3 番について説明願います。
(農業委員 14 番) 弓田秀一 委員	農業委員 14 番弓田秀一より、利用権設定の 3 番について、報告いたします。 詳細につきましては、議案書記載のとおりです。 この案件は、認定農業者に対する利用権設定です。 申請内容は、旧基盤強化法第 18 条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、7 月 17 日午前 8 時から地区担当委員 2 名が調査を行った結果、何ら異議ないものと認められましたので報告いたします。
会 長	大戸地区担当委員より 4 番から 5 番について説明願います。
(農業委員 7 番) 大竹健司 委員	農業委員 7 番大竹健司より、利用権設定の 4 番から 5 番について、報告いたします。 詳細につきましては、議案書記載のとおりです。 4 番の案件については認定農業者に対する利用権設定、5 番の案件については農家間での利用権設定です。 申請内容は、旧基盤強化法第 18 条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、7 月 13 日午前 9 時から地区担当委員 2 名が調査を行った結果、何ら異議ないものと認められましたので報告いたします。
会 長	荒井地区担当委員より 6 番について説明願います。

(推進委員 12 番) 鈴木純一 委員	<p>推進委員 12 番鈴木純一より利用権設定の 6 番について、報告いたします。 詳細については議案書記載のとおりであります。 この案件につきましては、農家間における利用権設定です。 申請内容につきましては、旧基盤強化法第 18 条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、7 月 15 日午後 2 時より地区担当委員 3 名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
会 長	<p>川南地区担当委員より 7 番について説明願います。</p>
(農業委員 2 番) 多田善信 委員	<p>農業委員 2 番多田善信より、利用権設定の 7 番について、報告いたします。 詳細につきましては、議案書記載のとおりです。 この案件につきましては、新規農業者に対する利用権設定です。 申請内容は、旧基盤強化法第 18 条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、7 月 15 日午後 1 時から地区担当委員 3 名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたので報告いたします。</p>
会 長	<p>館ノ内地区担当委員より 8 番から 10 番について説明願います。</p>
(推進委員 14 番) 星俊典 委員	<p>推進委員 14 番星俊典より、利用権設定の 8 番から 10 番について、報告いたします。 詳細につきましては、議案書記載のとおりです。 これらの案件については、中間管理機構を活用した利用権設定です。 申請内容につきましては、旧基盤強化法第 18 条各号及び市基本構想の内容に照らし、何ら異議無いものと認められましたので報告いたします。</p>
会 長	<p>各地区担当委員からの調査報告が終わりました。 本件について、ご質問等ございませんか。</p>
会 長	<p>(なし の声あり)</p>
会 長	<p>それではお諮りします。議案第 29 号 農用地利用集積計画の作成については、原案のとおり承認と決することにご異議ございませんか。</p>
会 長	<p>(異議なし の声あり)</p>
会 長	<p>満場ご異議無いものと認めます。 よって、議案第 29 号 は原案のとおり承認するものと決せられました。</p>
会 長	<p>(※退席していた二瓶委員 入室の上、着席) 農地利用最適化推進委員 二瓶 幸太郎 委員 着席</p>
会 長	<p>次に、議案第 30 号 農用地利用集積等促進計画 (案) (8 月分) に関する意見について を議題といたします。</p>
会 長	<p>事務局より提案理由の説明を求めます。</p>
農業委員会事務局	<p>議案第 30 号 農用地利用集積等促進計画 (案) に関する意見について であり ますが、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項において、「市町村 が農用地利用集積等促進計画 (案) を定めようとするときは、当該市町村の長は農 業委員会に意見を聴くものとする」と規定されており、令和 5 年 7 月 5 日付け 5 農 政第 428 号にて会津若松市長より意見を求められております。 詳細につきましては、農政部農政課の担当者よりご説明申し上げます。</p>
会津若松市農政課	<p>日頃より、農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様には、本市農政事業にご理 解・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。 議案第 30 号農用地利用促進計画 (案) について、農地中間管理事業の推進に関 する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき、農業委員、農地利用最適化推進委員の皆 様にご審議いただきます。 7 月総会の案件は、高野地区、一ノ堰地区になります。 8 ページ上段をご覧ください。高野地区になります。 当該案件は、基盤整備事業実施中の区域であり、本年度の工事の完了に伴い、契 約の内容を見直す農用地利用促進計画 (案) になります。 なお、6 月総会でも高野地区についてご審議いただいたところですが、当月案件 は所有者死亡の為、契約内容の変更を行うことができなくなった事から従前の契約 内容にて、残りの期間契約を行う農用地利用促進計画 (案) を作成いたしました。 8 ページ下段から 9 ページをご覧ください。一ノ堰地区になります。 当該地区につきましては、一ノ堰地区農用地利用改善組合におきまして、農用地 の利用調整を行い、農用地利用促進計画 (案) を作成いたしました。</p>

<p>会 長</p>	<p>地区案件につきましては、農用地利用改善団体の話し合いや、人・農地プランの話し合いに基づき、農地の利用調整を図り、農用地利用促進計画（案）を作成したのになります。 詳細な内容は、議案書記載のとおりであります。 以上で説明を終わらせていただきます。</p> <p>説明が終わりました。 本件について、ご質問等ございませんか。</p> <p>（なし の声あり）</p>
<p>会 長</p>	<p>それではお諮りいたします。議案第30号 農用地利用集積等促進計画（案）（8月分）については、「意見なし」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>（異議なし の声あり）</p>
<p>会 長</p>	<p>満場ご異議ないものと認めます。 よって、議案第30号 農用地利用集積等促進計画（案）（8月分）については、異議のない旨を回答することといたします。</p> <p>次に、議案第31号 会津若松農業振興地域整備計画の変更案について を議題といたします。</p> <p>事務局より提案理由の説明を求めます。</p>
<p>農業委員会事務局</p>	<p>議案第31号 会津若松農業振興地域整備計画の変更案についてであります。農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2において、「市町村が農業振興地域整備計画を変更しようとするときは、当該市町村の長は農業委員会の意見を聴くものとする」と規定されており、令和5年6月16日付け5農政第302号にて会津若松市長より意見を求められております。 詳細につきましては、農政部農政課が参っておりますので、担当よりご説明申し上げます。</p>
<p>会津若松市農政課</p>	<p>農政課の藤田です。どうぞよろしくお願いいたします。 今回の案件につきましては、令和5年5月31日までに農用地区域の変更申出書を受付したものであり、農用地区域からの除外案件が2件でございます。 案件の1件目は、一箕町大字亀賀字北柳原50番の一部で、地目は田、面積は合計1,505.51㎡です。事業計画者は、特定非営利活動法人あすか・理事長依田範之氏であります。 初めに、除外の理由であります。一箕町大字亀賀字藤原において平成28年より運営されている「生活介護事業所」は障がい者自立支援法の理念にのっとり、障がい者も障害の無い方と同じように生活させたいという観点から貸主さんのご理解を得て建設し、運営してきておりました。しかし、騒音苦情や利用者の増加により手狭になってきているなどの現実的な問題が発生し、現在の場所より、広い敷地でかつ、比較的郊外の苦情が寄せられにくい場所に移転する必要があることから、今回建設に際し、農振地域からの除外を行うものです。 次に、土地の選定理由であります。候補地の選定に当たり、農用地区域外の農地を含めた複数個所について協議いたしました。いずれも必要とする面積の確保や進入路の問題、周辺住宅との隣接状況など総合的に判断し、当該申出地を選定したものです。 また、当該事業計画は、生活介護事業所として必要最低限の面積であり、農地の集積や利用、土地改良施設等の機能に支障を及ぼす恐れがないなど、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項の各号に規定される除外要件を満たすものと認められることから、除外はやむを得ないものと思われまます。 案件の2件目は、河東町福島字東面8番の一部で、地目は田、面積は310㎡です。事業計画者は、新井田 好祐（こうすけ）氏、新井田 未奈（みな）氏であります。 除外の理由は分家住宅の建設用地としての除外であります。 事業計画者は現在、申請者の父と母が建てた平成7年の家に家族6名で居住しておりますが、子供の成長等により手狭になり今後の生活が困難となることを見込まれるため分家住宅の建設が必要となったため農振農用地からの除外を行うものです。 なお、事業計画者は土地を所有していないため、父親が所有する土地に住宅を建てるものですが、父親が所有する土地のうち、農用地区域外の土地は建築基準法で定める接道要件を満たしておらず、住宅の建設は困難であります。 他の土地は全て農用地区域内に含まれておりますが、今回の土地は、その中でも母屋（おもや）に最も近く、集団的な営農への支障が少ない場所を選定したものであり、敷地面積も都市計画法で定める要件の500㎡以下で、土地の形状や雪捨て場</p>

	<p>の必要性から、その規模も過大なものではなく、除外要件を満たすものと認められるところであります。 会津若松農業振興地域整備計画の変更案に係る説明については、以上であります。</p>
会 長	<p>説明が終わりました。 本件について、ご質問等ございませんか。</p> <p>(なし の声あり)</p>
会 長	<p>それではお諮りいたします。議案第31号 会津若松農業振興地域整備計画の変更案については、「意見なし」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし の声あり)</p>
会 長	<p>満場ご異議ないものと認めます。 よって、議案第31号 会津若松農業振興地域整備計画の変更案については、異議のない旨を回答することといたします。</p>
農業委員会事務局	<p>次に報告に移ります。 報告第12号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 報告第13号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について は、事務局より報告願います。</p> <p>報告第12号、農地法第3条の3第1項の規定による届出の1番から14番について、報告いたします。 届出の詳細は、議案書記載のとおりです。 これらにつきましては、すべて相続により権利を取得したものであり、届出内容について審査した結果、受理相当と認められましたので、市農業委員会処務規則第7条第1項の規定により事務局長の専決処分とし、同第7条第2項の定めにより報告するものであります。 次に、報告第13号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出の1番から2番について、報告いたします。 届出の詳細は、議案書記載のとおりです。 これにつきましては、書類審査の結果、受理相当と認められましたので、市農業委員会処務規則第7条第1項の規定により事務局長の専決処分とし、同第7条第2項の定めにより報告するものであります。 なお、都市計画法上の意見としまして、1番には ①隣接する土地との境界を明確にすること。 ②施工の際は、隣接地に影響のないよう十分配慮すること。 ③必要に応じ、道路、水路等について関係部局と協議すること。 ④敷地内の雨水排水等については、下流側水路の流下能力を十分調査し、検討してから排水すること。 との意見が付されております。報告は以上です。</p>
会 長	<p>以上、報告でございます。ご了承願います。</p>
会 長	<p>以上をもって、本日の会議日程は全部終了いたしましたので、これにて閉会いたします。</p> <p>(午後2時30分 閉会を宣言する。)</p>

この議事録は、事実と相違ないことを認め署名する。

令和5年7月19日

会津若松市農業委員会 会長 永井 茂

農業委員2番 多田 善信

農業委員3番 長尾 好章